

## 議案第 1 号

### 公益認定取消申請について

公益社団法人青少年育成秋田県民会議の一般社団法人等への移行に伴う  
今後の計画等について

- 1 令和 6 年度中に公益認定取消申請を理事会で決議→令和 6 年 5 月 9 日
- 2 公益認定取消申請を定時総会総会で決議→令和 6 年 5 月 2 8 日
- 3 総会での決議要件は、総会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- 4 県へ公益認定の取消申請→令和 7 年 3 月上旬まで  
理事会及び定時総会の議事録写しを添付の上、申請
- 5 公益目的取得財産残額額の贈与  
それ以外の残余財産については、移行される一般社団法人へ引き継がれることになる。令和 7 年 4 月 1 日び移行後、1 ヶ月以内に公益目的取得財産残額を県に贈与。
- 6 一般社団法人へ移行→令和 7 年 4 月 1 日を予定
- 7 1 ヶ月以内に公益目的取得財産残額を算定後、県に残額を贈与。

#### ・課題等

- 7 年度事業計画の策定（いつにするか）
- 7 年度予算の策定（いつにするか）
- 諸規定等の見直し等
- 事務局体制の見直し